

事 務 連 絡

平成 28 年 3 年 16 日

日本ホテル協会
全日本シティホテル連盟
日本旅館協会
日本温泉協会 殿

観光庁

入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に関する対応について

平素より観光立国の推進に格段の御理解・御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今観光を巡る状況は大きく変化しており、日本を訪れる年間の外国人旅行者数は、4年前の 836 万人から急増し、昨年については、過去最高の 1974 万人に達成したところです。

今後、益々、外国人旅行者の増加が見込まれる中、入れ墨のある外国人旅行者が温泉等に入浴するに際し、様々なトラブルの発生が懸念されます。一方、入れ墨をしていることのみをもって、入浴を拒否することは適切ではございません。

このため、観光庁としては、入れ墨をしている外国人旅行者の入浴に関する留意点とその対応事例をお示し、施設側と利用者側の相互の摩擦を避けるよう促すことにより、できるだけ多くの外国人旅行者に入浴を楽しんでいただきたいと考えております。

つきましては、外国人旅行者に対しては JNTO 等を通じて日本における入れ墨に対する認識等について情報提供を行っておりますところ、各施設におかれましても、入れ墨がある外国人旅行者の入浴に際し、別紙の留意点とその対応事例をご参考として頂き、それぞれの施設における対応方法をご検討頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

【問合せ先】

観光庁 観光資源課 大岡・赤道

電話：03-5253-8924（直通）

観光庁 観光産業課 西川・初谷

電話：03-5253-8329（直通）

①留意すべきポイント

- ・ 宗教、文化、ファッション等の様々な理由で入れ墨をしている場合があることに留意する。
- ・ 利用者相互間の理解を深める必要があることに留意する。
- ・ 入れ墨があることで衛生上の支障が生じるものではないことに留意する。

②入浴に関する対応事例

(1) 一定の対応を求める方法

- ・ シール等で入れ墨部分を覆い、他の入浴者から見えなくにする（衛生的な入浴着等を着用する方法も考えられる）。
- ・ 入れ墨のサイズが小さく（例えば、手のひらサイズ）、他の入浴者に威圧感を与えない場合は特別な対応を求めない。

(2) 入浴する時間帯を工夫する方法

- ・ 家族連れの入浴が少ない時間帯への入浴を促すようにする。

(3) 貸切風呂等を案内する方法

- ・ 複数の風呂がある場合、浴場を仕分けてご案内する。
- ・ 貸切風呂がある施設では、貸切風呂の利用をご案内する。
- ・ 宿泊施設の場合、専用風呂のある客室等をご案内する。

